

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○公印の改刻

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○道路の供用開始

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様

式)の一部改正

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

### 選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

### 公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

## 告 示

○宮城県告示第五百六十号

次のとおり公印を改刻した。

令和元年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

名称	種類	用途	印影		使用開始年月日
宮城県北部 土木事務所 長之印栗原 地域事務所 用	地方機関 長 印	一般文書用	旧	新	令和元年 六月一日
					

○宮城県告示第五百六十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

令和元年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇九一七〇三四	放課後等デイサービス フェアネス多賀 多賀城市東田中二丁目 四十一・三十二・一〇一 ジュマンG棟	放課後等デイサービス	合同会社 イヨウ	令和元年五月 十六日
○四五二二〇〇五二三	多機能型事業所 ひだまりボック 登米市迫町北方字大 洞百十八・九十九	児童発達支援	株式会社 アンソレイユ	令和元年六月 一日

○宮城県告示第五百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年六月七日

事業所番号	〇四二二四〇〇四〇〇	事業所の名称及び所在地	SOS介護 巨理郡巨理町逢隈中 泉字大原一六七一	指定障害福祉サービスの種類	11 指定障害福祉サービス	設置者名	東北センコー 運輸株式会社	指定年月日	令和元年六月一日
〇四二二三〇〇五一八	共同生活援助	共同生活援助	グループホーム チャレンジト岩ヶ崎 栗原市栗駒岩ヶ崎 南五十番地	共同生活援助	共同生活援助	株式会社リッツ	令和元年五月一日		

○宮城県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	栗原市築館字秋沢後沢道北二番三地先から 同市築館字秋沢前四一番四地先まで	令和元年 六月九日 午後三時

○宮城県告示第五百六十四号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類  
仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百六十五号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和元年六月七日から施行する。

令和元年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十七条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
名取市高館川上字八反十番一の一部、十番六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
名取市高館川上字東北畑三十九番地の一

株式会社ユニゾンデザインワークス

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第一項中「紙」の下に「（県の委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）を、「枚」の下に「又は記録した同一の掲載文及び候補者の写真を複写した光ディスク二枚（記録については、県議会議員の選挙を除く。以下同じ。）を加える。

第百三十九条第一項中「黒色の色素により記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同条第二項中「で記載」の下に「し、又は記録」を、同条第三項中「載」の下に「又は記録」を、同条第四

項中「記載」の下に「し、又は記録」を加える。

第三百三十九条の二中「類を記載」の下に「し、又は記録」を、「文を記載」の下に「又は記録」を加える。

第四百十条第一項中「て記載」の下に「し、若しくは記録」を、「は記載」の下に「し、若しくは記録」を、「該記載」の下に「又は記録」を加える。

第四百四十一条に次のただし書を加える。

ただし、原稿用紙に記録した掲載文の場合は、この限りではない。

第四百四十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「枚」の下に「又は記録した同一の掲載文若しくは候補者の写真を複写した光ディスク二枚」を加える。

第四百四十四条第一項中「各」を削る。

第四百四号様式中「二 通(別紙のとおり)」及び「二 枚(別紙のとおり)」を「別紙のとおり」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 「備考 掲載文等を書面で添付する場合は、掲載文二通と掲載写真二枚を添付すること。
- 掲載文等を電磁的記録で添付する場合は、掲載文及び掲載写真を記録した光ディスク二枚を添付すること。

附 則

- 一 この告示は、令和元年六月七日から施行する。
- 二 この告示による改正後の宮城県公職選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までのその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第64号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和元年6月7日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		

(中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)

現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者(中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)

令和元年7月10日から

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者(平成30年、平成31年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから資格審査の一部が免除となる者)

令和元年8月30日まで

宮城県運転免許センター

自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和元年6月7日(金)から令和元年6月19日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和元年6月7日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。  
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601